

歩行型除雪機による事故を防ごう!!

毎年、雪のシーズンになると除雪機による事故が多発しています。除雪機を使う際には、使用者の責任において、正しく、安全に作業を行ってください。

- (1) 安全装置が正しく作動しない状態では絶対に使用しない。
- (2) 除雪機を使用する場合は、周囲に人がいないことを確認し、人を絶対に近づけさせない。
また、不意に人が近づいた場合には除雪機を直ちに停止できるような状態で除雪を行う。
- (3) 投雪口に詰まった雪を取り除く際には必ずエンジンを停止し、回転部（オーガやブロー）の回転が停止したことを確認してから雪かき棒を使用して雪を取り除く。
- (4) 除雪機を使用する際、特に後進時は足元や周囲の障害物に注意を払い、無理のない速度で使用する。

問い合わせ先

◎一般社団法人日本農業機械工業会／除雪機安全協議会

電話 03-3433-0415 Webサイト <http://www.jfmma.or.jp>

交通事故の援護制度

交通事故被害世帯の皆さんに次のような援護制度がありますので、ご利用ください。

【交通遺児等育成資金貸付（無利子）】

- 対 象** 自動車（バイク含む）事故により保護者の方が亡くなられたり、重い後遺障害を残すこととなったご家庭のお子様で、0歳から中学卒業まで
- 貸付金額** 一人につき最初一時金15万5千円、以後月額2万円、小・中学校入学時に入学支度金4万4千円
- 返還方法** 貸付終了後、月賦又は月賦・半年賦併用による20年以内での返還
- そ の 他** 高校、大学等に在学中は返還猶予が可能です

【重度後遺障害者介護料支給】

- 対 象** 自動車（バイク含む）事故により、脳、脊髄、または胸腹部臓器に損傷を受け、常時または随時の介護を必要とする方で一定の要件に該当する方（自損・他損は問いません）
- 支 給 額** 月額29,290円～136,880円の範囲で、障害の程度や介護費用の支出に応じて支給
※「短期入院」費用も別途支給
- 注 意** 介護保険サービス、労災の介護給付等との併用はできません

◆申し込み・問い合わせ先

独立行政法人 自動車事故対策機構 旭川支所 電話 0166-40-0111